福祉会館管理運営要綱

(趣 旨)

第 1条 この要綱は、名古屋市老人福祉施設条例(昭和38年名古屋市条例第71号。 以下「条例」という。)及び名古屋市老人福祉施設条例施行細則(昭和41年名古屋 市規則第35号。以下「規則」という。)に基づき名古屋市老人福祉センター(以下 「福祉会館」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理運営主体)

第2条 条例第9条の規定に基づき、指定管理者が管理運営を行う。

(法令遵守)

第3条 指定管理者は、福祉会館の運営にあたり条例、規則、名古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号)及び名古屋市個人情報保護条例(平成17年名古屋市条例第26号)を始め関連法令等を遵守して行うものとする。

(利用資格)

第 4条 福祉会館を利用できる者は、本市に居住している者であって60歳以上のものとする。

(利用許可)

- 第5条 条例第8条に規定する利用許可については、以下のとおりとする。
 - (1) 利用の許可を受けようとする者が個人であるときは、福祉会館の指定管理者 に規則第20条に規定する福祉会館利用申込書(規則第7号様式)により申請するものとする。
 - (2) 指定管理者は、前号の規定による申請を受けた場合は、運転免許証、健康保 険被保険者証又は個人番号カード等、住所、氏名及び生年月日が確認できるも のにより本人の確認を行い、福祉会館利用証(第 1号様式)を交付する。
 - ア 利用証の交付に際し、指定管理者は利用者に同居の有無、緊急連絡先、健康状況、かかりつけ医及び指定管理者が特に必要と認めた事項について利用者台帳(第2号様式)に記載を求めることができる。
 - イ 利用許可を受けた者は、市内16区の福祉会館を利用することができるもの とする。
 - ウ 福祉会館を利用するときには、利用証を提示するものとする。
 - (3) 利用許可は第 1号の規定による申請に対する許可を受けた日からその日の属

する年の翌年の誕生月の末日まで有効とし、引き続き利用を希望する者は、有 効期間の満了する日の属する月の初日から末日までに申請を行う。

(4) 申請者が団体であるときは、利用を希望する福祉会館の指定管理者に、あらかじめ福祉会館団体利用願(第3号様式)を提出する。

附則

- この要綱は平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は平成19年4月1日から施行する。
- この要綱は平成20年 4月 1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、旧要綱の規定に基づき作成された様式の用紙で、現に残 存するものは、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている利用証であって、現に効力を有するものは、新要綱の規定にかかわらず、そのものの有効期限の日又は当該利用証が交付されている者の誕生日のいずれか遅い日までの間に限り、なおその効力を有する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて利用証が交付されている者が 行う第5条第3号の申請については、この要綱による改正後の第5号第4号の規 定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて提出されている申込書は、新要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 5 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量の あるものについては、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用する ことができる。

附則

- 1 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている利用証であっ

- て、現に効力を有するものは、新要綱の規定にかかわらず、そのものの有効期限 の日又は当該利用証が交付されている者の誕生日のいずれか遅い日までの間に限 り、なおその効力を有する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて提出されている申込書は、新 要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている福祉会館利用 申込書で残量のあるものについては、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修 正して使用することができる。

附則

1 この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。

(第 1号様式)

(おもて)

| 福祉会館利用証 | | | | | | |
|--------------|------|--|--|--|--|--|
| ふりがな 氏 名: | 月 | | | | | |
| 【更新年】 名古. | 屋市 | | | | | |
| | 福祉会館 | | | | | |

(うら)

(開館時間及び休館日)
開館時間 午前8時45分から午後5時まで
休 館 日 日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び
12月29日から翌年1月3日まで
※ご来館のときは、この利用証を受付へ提示してください。
※更新手続きを、毎年表面記載の月に行ってください。
16区どこの館でも手続きできます。

生年月日 年 月 日生

緊急連絡先

なる
[自宅・その他(

(第 2 号様式)

(おもて)

| | | 仙 | :云距 | 利用申 | 込書 | 【雅利 | 用有百 | | | | |
|-------------|--------------------------------------|----------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------------|------|-----|
| | (規則第一 | (規則第 7号様式) 福祉会館利用申込書 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 左 | 手 月 | 日 |
| | (あて先) |)指定管理者名 | | | | | | | | | |
| | | 住 所 | 名 | 古屋市 | 区 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 電話者 | 番号 | | _ | | | |
| | (ふりがな) | | | | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | | | | | | | | |
| 生年月日 年 月 日生 | | | | | | | | | | | |
| | 福祉会館を | | | | , - , , | | | | | | |
| 2 暴 ず、『 | 本の場合は、 力団の活動に 既になした利 は、暴力団員 | 利用され 用の許 | れること 可を取り | こにより)消し、 | 当該暴力 又は利用 | 力団の利 目の中止 | 益になる を命じる | ると認め ます。な | 。 るとき! お、その | り判断を | するに |
| | 年 | | | | | | | | | | |
| 月 | /日 | / | / | / | / | / | / | / | 1 | / | / |
| 備 | 考 | | | | | | | | | | |

(うら)

| (丛 | 0 | 口 快 十/ | 机田本乙能 |
|----|---|--------|-------|
| (| 4 | 号様式) | 利用者台帳 |

| 同居者の有・無 | | 1. 有 | 2. 無 | | |
|---------|------------|------|------|-----|---|
| 緊急連絡先 | 連絡先名 | | | 続柄(|) |
| (平日昼間) | 電話番号 | _ | | | |
| 健康状況 | 持病の有無 | ī (| |) • | 無 |
| | その他の健康状況 | ₹ (| | |) |
| かかりつけ医 | 病院名 | | 診療科 | | |
| | a – | | | | |

| (備考) | | | |
|------|--|--|--|
| | | | |
| | | | |

| | 福祉会食 | 官団体利用願 | | |
|--------------|----------|----------|---|-----|
| | | | 年 | 月 日 |
| | | | | |
| (あて先) | | | | |
| 指定管理者名 | | | | |
| | 利用団体 | 名 | | |
| | 代表者住所 | <u></u> | | |
| | 氏 / | 名 | | |
| | 電話番号 | 号 | | |
| | | | | |
| 下記のとおり福祉会館の国 | 団体利用をしたい | いので願い出ます | 0 | |
| | | | | |
| | | | | |
| 利用日時 | 利用室 | 利用人数 | 利 | 用目的 |
| | | | | |
| 年 月 日() | | 人 | | |
| 時 分から 時 分まで | | | | |
| 年 月 日() | | 人 | | |
| 時 分から 時 分まで | | | | |
| 年 月 日() | | 人 | | |
| 時 分から 時 分まで | | | | |
| 年 月 日() | | 人 | | |
| 時 分から 時 分まで | | | | |
| 年 月 日() | | 人 | | |
| 時 分から 時 分まで | | | | |